

# ポンプ場施設清掃工仕様書

## 第1章 総 則

### 1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、鳴門市(以下、「当市」という。)が管理する下水道ポンプ場施設の清掃工に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面(以下、「設計図書」という。)に疑義が生じた場合は、当市と受注者との協議により決定する。

### 2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの該当各号にさだめるところによる。

- (1) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が報告し、監督員が了承することをいう。
- (2) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

### 3. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、清掃作業(以下、「作業」という。)を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則など、並びに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| ① 労働基準法      | (昭和 22 年法律第 49 号)及び同法関連法規  |
| ② 労働者災害補償保険法 | (昭和 22 年法律第 50 号)及び同法関連法規  |
| ③ 消防法        | (昭和 23 年法律第 186 号)及び同法関連法規 |
| ④ 建設業法       | (昭和 24 年法律第 100 号)及び同法関連法規 |
| ⑤ 建築基準法      | (昭和 25 年法律第 201 号)及び同法関連法規 |
| ⑥ 港湾法        | (昭和 25 年法律第 218 号)及び同法関連法規 |
| ⑦ 毒物及び劇物取締法  | (昭和 25 年法律第 303 号)及び同法関連法規 |
| ⑧ 道路法        | (昭和 27 年法律第 180 号)及び同法関連法規 |
| ⑨ 下水道法       | (昭和 33 年法律第 79 号)及び同法関連法規  |
| ⑩ 中小企業退職金共済法 | (昭和 34 年法律第 160 号)及び同法関連法規 |
| ⑪ 道路交通法      | (昭和 35 年法律第 105 号)及び同法関連法規 |

- |                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| ⑫ 河川法                  | (昭和 39 年法律第 167 号) 及び同法関連法規  |
| ⑬ 電気事業法                | (昭和 39 年法律第 170 号) 及び同法関連法規  |
| ⑭ 騒音規制法                | (昭和 43 年法律第 98 号) 及び同法関連法規   |
| ⑮ 廃棄物の処理及び清掃に<br>関する法律 | (昭和 45 年法律第 137 号) 及び同法関連法規  |
| ⑯ 水質汚濁防止法              | (昭和 45 年法律第 138 号) 及び同法関連法規  |
| ⑰ 酸素欠乏症等防止規則           | (昭和 47 年労働省令第 42 号) 及び同法関連法規 |
| ⑱ 労働安全衛生法              | (昭和 47 年法律第 57 号) 及び同法関連法規   |
| ⑲ 振動規制法                | (昭和 51 年法律第 64 号) 及び同法関連法規   |
| ⑳ 環境規制法                | (平成 5 年法律第 91 号) 及び同法関連法規    |

(1) 使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴うについては、受注者の責任において行うこと。

(2) 適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

#### 4. 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出し、承諾を受けた上、作業に着手すること。

- ① 着手届
- ② 現場代理人及び主任技術者届
- ③ 工程表
- ④ 職務分担表
- ⑤ 緊急連絡届
- ⑥ 清掃作業計画書
- ⑦ 清掃土砂運搬車両使用届
- ⑧ 酸素欠乏危険作業主任者届

(酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと。)

(2) 提出した書類の内容を変更する必要がある場合は、ただちに変更届を提出すること。

(3) 受注者は、着手日から完了日までの期間中の毎月末、出来高報告書を監督員に提出すること。

(4) 受注者は、作業が完了した時は、速やかに次の書類を提出すること

- ① 完了届
- ② 出来高調書
- ③ 作業記録写真帳
- ④ 完了図書1式

⑤ 支払請求書及び明細書

(5) 前記各行のほか、監督員が指定する書類を指定期日までに提出すること。

## 5. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、速やかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

## 6. 現場体制

(1) 受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、及び清掃の技術並びに経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。

(2) 管路施設内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。

(3) 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

## 7. 下請負人の届出

(1) 受注者は、作業の一部を下請負とする場合で、当市が下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について、届け出ること。

作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。

(2) 作業の実施にあたっては、著しく不相当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。

この場合、受注者は、ただちに必要な措置を講じること。

## 8. 地先住民等との協調

(1) 受注者は、作業を実施するにあたり、必要に応じて、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。

(2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督員に申し出て、対応について協議すること。地先住民等に対しては、誠意をもって対応し、その結果を速やかに報告すること。

(3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。

なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。

(4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

## 9. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えたときは、ただちに監督員に報告し、対応について協議するとともに、すみやかに現状復旧すること。
- (2) 受注者は、作業にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

## 10. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績に差が生じた場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑な進行を図ること。
- (3) 受注者は、毎月末、出来高報告書及び清掃土砂発生量報告書により、作業の進捗状況を監督員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、履行期間に含まれない日(祝日、休日等)に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ作業内容及び作業時間について、監督員の承諾を得ること。

## 11. 作業記録写真

受注者は、次の各行に従って、作業記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工種順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督員に提出すること。

- (1) 各清掃箇所の作業前後の状況を同一方向で撮影すること。  
ただし、作業内容により撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- (2) 人力または機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 写真には作業件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (4) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (5) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス版とすること。
- (6) 撮影頻度
  - ① ポンプ井 : 全箇所設置すること。
  - ② 沈砂池 : 起点・中間・終点で撮影すること。

## 第2章 安全管理

### 1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症防止規則、並びに市街地土木工事公衆防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、清掃作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

### 2. 安全教育

- (1) 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

### 3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きよ等に入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。  
なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者が従事することとし、かつ、交通誘導員を配置すること。

### 4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通等に配慮し、

流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講ずること。

- (2) 現場及び作業員には、状況に応じてポンプ場施設内の清掃作業中であることを標識、ゼッケン及びビブス等により明示し、夜間には十分な証明及び保安等を施し、通行人、車両交通用の安全の確保に努めること。
- (3) ポンプ場の出入り口には、状況に応じて、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通規制及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署等の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議をして定め、協議結果を監督員に提出すること。

## 5. その他

- (1) 受注者は、作業にあたって、ポンプ場施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署等に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに当市に届けること。

## 第3章 清掃工

### 1. 一般事項

- (1) 受注者は、清掃作業計画書に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、施設を傷めないように必要な保護措置を講じ、ポンプ場施設に損傷を与えないよう十分に留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されているものとする。ただし、上流に溢水が生じるおそれがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止条例等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させたときは、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

### 2. 清掃工

- (1) 作業時間、作業範囲等  
作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施すること。
- (2) 土砂等の流下防止  
作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響範囲の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。
- (3) 土砂等の積込・運搬
  - 1) 作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。
  - 2) 運搬車両は、事前に当市に届け出を行うこと。
  - 3) 運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散及び臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。
  - 4) 積込にあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないに措置を講ずること。
  - 5) 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
  - 6) 土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。

(4) 土砂等の処分

土砂等の処分は、次に掲げる箇所に搬出を予定している。

場所：鳴門市撫養町木津字イケヤ谷

(5) 機械による清掃作業

- 1) 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により、ポンプ場施設を損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。
- 2) 高圧洗浄車に使用する洗浄水について、ポンプ場内において支給することとする。



## 第4章 その他

### 1. 作業の完了

作業を完了し、所定の書類が提出された後、当市の検査員をもって完了とする。

### 2. 検査

- (1) 受注者は、中間検査及び完了検査に立会うこと。
- (2) 受注者は、検査のために必要な資料(日報、写真、完了図書等)を、検査員の指示に従い、提出すること。

### 3. その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設に損傷、不同沈下、腐食等の異常を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。
- (2) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員と協議し、処理すること。